平成 22 年度税制改正要望事項 改正内容

【海運税制】

項目	現行制度	要望内容	財務省/総務省 査定案	最終結果
1.国際船舶に係る登録免許税の 特例措置の改善·延長	軽減後の税率(本則 4/1000) (1)所有権保存の登記 平成20年3月31日までに新造又は外国法人から取得(新造された日から5年を経過していないものに限る。)をする国際船舶の所有権の保存登記・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	更なる軽減 (税率を 2.5/1000 から 2.0/1000 に軽減)	D判定 「認めない」	軽減税率を現行の 2.5/1000から3/1000 (本則 4/1000)に引 上げた上で2年間延 長
2.外航用コンテナに係る 固定資産税の廃止	課税標準:価格の 4/5	外航用コンテナ (償却資産)に対 する固定資産税 の廃止	「要望内容の	軽減措置を現行通り (課税標準 4 / 5)で 恒久化
3.中小企業投資促進税制の延長 (中小企業による機械装置等 の取得に係る特例)	基準取得価額×30/100の特別償却 又は基準取得価額×7/100の税額控除 (資本金1億円以下の法人に適用、ただし、税額控除を選択 できるのは資本金3,000万円以下の法人のみ) 1)機械装置 (取得価額160万円以上) (リース費用総額210万円以上) 2)電子計算機等及び一定のソフトウェア (取得価額120万円以上) (リース費用総額160万円以上) (リース費用総額160万円以上) 3)船舶(内航貨物船 〔基準取得価額=取得価額×75%〕) 4)トラック車両 (車両総重量3.5トン以上)	延長	C判定 「要望内容の 抜本的見すけ ができなけれ ば、認められな い」	現行内容で、2 年間延長

平成 22 年度税制改正要望事項 改正内容

	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	<u> </u>		
項目	現行制度	要望内容	財務省/総務省 査定案	最終結果
4. スーパー中枢港湾において外 貿埠頭公社が所有又は取得 するコンテナ埠頭に係る課税標 準の特例		外貿埠頭公社に 係る特例措置の 延長及び指定会 社等に係る特例 措置の拡充	D判定 「認めない」	特例率を 22·23年度は3/5、 24年度は4/5等 とし3年延長の上、 廃止
5. スーパー中枢港湾において 指定会社等(民営化会社)が 国の補助金又は無利子貸付 金により新たに取得する大規 模コンテナ埠頭に係る固定資 産税・都市計画税の特例措 置		創設	D判定 「認めない」	固定資産税及び都市 計画税の課税標準の 特例措置の創設 (課税標準1/2)